

青竹 美佳

高等司法研究科・教授

【研究】

2018 年相続法改正による新制度の解釈論を提示する「民法 1050 条の特別寄与料請求権の法的性質について」窪田充見先生追悼論文集『民法・民法学の将来像』（商事法務、2026 年 3 月）715－743 頁を公表した。

Arkadiusz Wudarski 教授が代表する研究プロジェクト“The State’s Powers to Intervene in Family Life”に分担者として参加し、共著論文 Yuko Nishitani/Mika Aotake, Significance and Limitation of State Intervention into Family Relationships in Japan,” The State’s Powers to Intervene in Family Life”, 2026, 637-669 を公表した。

【教育】

法学研究科博士後期課程の 2 名の学生の博士論文執筆の指導を行い、来年度には阪大法学に公表する論文を完成させる目途がついた。

高等司法研究科 2 年に在籍する学生 1 名のリサーチペーパー作成の指導を行い、来年度のリサーチペーパーの完成のための計画を立てた。

中国および韓国から受託研究員を受入れ、2 名の研究員のスタッフセミナーの報告の指導を行った。

【管理運営】

法学研究科・高等司法研究科では、計画室会議、広報室会議に所属した。

高等司法研究科では、FD 教育企画委員長を担当した。令和 7 年度には特に研究者養成の課題に取り組み、外部講師による博士後期課程進学説明会、教員に向けた課題研究でのリサーチペーパー作成の指導についての FD 研修を実施した。

全学では、ファカルティ・ディベロップメント委員会、ダイバーシティ&インクルージョンセンター会議に所属した。

また、人事労務オフィス員、総長補佐を務め、賞与等の改革についての議論に参加した。

【社会貢献】

豊中市男女共同参画審議会副会長として、豊中市の共同参画事業の計画に関する議論に参加した。

文部科学省中央審議会専門委員として法科大学院の課題に取り組み、そこで取り組んだ課題をもとに「法学未修者教育について」法の支配 218 号(2025 年)96—106 頁を公表した。

【特記事項】

エクスターンシップ3(台湾の法律事務所での研修)の学生の研修と報告会のサポートを行った。